20	道路一体建物に関する協定締結・建物の管理（道路法第四十七条の八第一項）	神流町
21	利便施設協定の締結・管理（道路法第四十八条の十七第一項）	神流町
22	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第五十四条の二第一項）	神流町
23	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第六十六条第一項）	神流町
24	長時間放置車両の移動、保管等（道路法第六十七条の二）	神流町
25	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第六十八条）	神流町
26	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第六十九条）	神流町
27	道路の新設・改築に伴う損失補償等（道路法第七十条）	神流町
28	監督処分（道路法第七十一条第一項から第三項前段）	神流町
29	限度超過車両に関する報告、立入検査（道路法第七十二条の二第一項）	神流町
30	許可の条件等の付与（道路法第八十七第一項）	神流町
31	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第九十二条第四項）	神流町
32	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第九十三条）	神流町
33	都道府県公安委員会との調整（道路法第九十五条の二）	関東地方整備局長
34	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第七条第二項）	神流町
35	車両の通行方法の制限（車両制限令第十条第二項）	神流町
36	他の道路の指定（車両制限令第十一条第一項）	神流町
37	特殊な車両の認定（車両制限令第十二条）	神流町

○関東地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北茨城市大津町字二日羅内二六八二番一から同市平潟町字経塚六四六番一まで	前	一〇・〇〇～一〇・〇〇（メートル）	四八・〇〇（メートル）	
	後 A	一〇・〇〇～八・三五	四八・〇〇（メートル）～一二三・五五（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	八・三五～一〇・〇〇（メートル）	一二三・五五（メートル）～一・九五四（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月三十日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　足利佐野都市計画道路事業三・四・三号赤見馬門線及び三・五・二百一号高萩村上線

三　事業施行期間　自平成二十九年八月三十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　栃木県佐野市浅沼町字原及び字富士之宮、高萩町字天明道北、字屋敷西、字上組、字中組及び字谷分、植上町字北馬場町、植下町字南馬場町、北茂呂町字北茂呂、茂呂山町字茂呂山並びに馬門町字東茂呂及び字原裏地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月三十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　上越都市計画道路事業三・四・二十四号大貫今池線

三　事業施行期間　自平成二十九年八月三十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　新潟県上越市東城町一丁目字乗国寺北、字寺東南、字土手端、字穴畑及び字坂口並びに南本町二丁目字関町及び字寺脇地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　四十二号　和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦字下地一四一番一三から同町大字森浦字下地一六七番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月二十日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月三十日　近畿地方整備局長　池田　豊人